

福岡県立四王寺県民の森協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、福岡県立四王寺県民の森協議会(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、福岡県立四王寺県民の森(以下「県民の森」という。)設置の趣旨に基づき県民の森の保護管理ならびに運営に協力することを目的とする。

(会 員)

第3条 協議会の会員は、大野城市、太宰府市、宇美町及び福岡県森林組合連合会の長をもって構成する。

(業 務)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、福岡県と協調して次の業務を行うものとする。

- (1) 県民の森の環境整備及び保護に関する事。
- (2) 施設の充実及び維持保全に関する事。
- (3) その他目的達成上必要な事項。

(役 員)

第5条 会員は、協議会の運営のため次の役員を置き、交代で務めるものとする。

会 長 1 名

監 事 2 名

- 2 会長は、会員の協議により予め順序を定め、就任するものとする。
- 3 監事は、会長除く、二市一町の会員から選出する。
- 4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(権 限)

第6条 会長は、この協議会を代表し会務を総括する。

- 2 会長事故ある時は、次期会長が代理を務める。
- 3 監事は協議会の会計監査を行うものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を県民の森管理事務所に置く。

2 事務局に次の職員をおき、県民の森管理事務職員をもってあてる。

事務局長 1名

書記 1名

3 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

書記は、協議会の運営及び会計に関する事務を行う。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めたとき召集する。

2 総会に、付議する事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) その他会長が必要と認める事項。

3 総会の議長は会長がこれにあたる。

(参与)

第9条 協議会の運営を円滑にするため参与を置く。

2 参与は福岡県農林水産部長とし、協議会に出席し、運営に対し指導助言を行なうことができる。

(運営委員)

第10条 協議会の運営に資するため運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は、福岡県、福岡県教育庁及び協議会会員の職員並びに地元関係者に会長が委嘱するものとし、協議会の運営について事務局に助言する。

(表彰)

第11条 この協議会は功労のあった者を表彰することができる。

但し 表彰者については、運営委員会で協議して決める。

(会計)

第12条 協議会の経費は次の収入をもって当てる。

(1) 負担金

(2) 寄付金

(3) 補助金

(4) その他

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

付 則

- 1 この規約は、昭和51年3月20日から施行する。
- 2 この規約は、平成20年5月21日から施行する。
- 3 この規約は、平成24年5月25日から施行する。

細 則

第1条 規約第5条の会長の選出は、次の順序で行う。

- 1 大野城市長
- 2 太宰府市長
- 3 福岡県森林組合連合会長
- 4 宇美町長

第2条 規約第10条第2項で会長が委嘱する運営委員は、次のとおりとする。

大野城市	産業振興課長
太宰府市	産業振興課長
宇美町	都市整備課長
福岡県森林組合連合会	総務課長
四王寺自治会	自治会会長
福岡県	林業振興課長
〃	自然環境課長
〃	福岡農林事務所林業振興課長
福岡県教育庁	文化財保護課長

参 考

(規約第2条の県民の森設置の趣旨)

県民の福祉を増進するため、自然に関する知識の普及と向上、豊かな情操のかん養、健康の増進、レクリエーション等の便宜を提供する

福岡県立森林公園条例(昭和51年福岡県条例第24号第1条)